

別表第1（第3条関係）

取付けに住宅改修を伴わない日常生活用具で在宅の障害者等が使用するもの

区分	種目	限度額	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
介護・訓練支援用具	特殊寝台	154,000円	(1) 身体障害者手帳の下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上で起き上がりが困難な者 (2) 難病の認定を受けた者で寝たきりの状態にあるもの	原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	学齢児以上
	特殊マット	19,600円	(1) 知的障害児（者）でその障害の程度がA2以上のもの (2) 身体障害者手帳の下肢又は体幹に係る障害の程度が1級のもの (3) 難病の認定を受けた者で寝たきりの状態にあるもの	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	3歳以上
	特殊尿器	67,000円	(1) 身体障害者手帳の下肢又は体幹に係る障害の程度が1級の者（常時介護を要する者） (2) 難病に認定を受けた者で自力で排尿できないもの	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	学齢児以上
	入浴担架	82,400円	身体障害者手帳の下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上のもの（常時介護を要するもの）	障害者等を浴槽内で担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	3歳以上
	体位変換器	15,000円	(1) 身体障害者手帳の下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上の者（常時介護を要する者） (2) 難病の認定を受けた者で寝たきりの状態にあるもの	介護者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	学齢児以上
	移動用リフト	159,000円	(1) 身体障害者手帳の下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上のもの (2) 難病の認定を受けたもので下肢又は体幹機能に障害のあるもの	介護者が障害者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型を除く。	4年	3歳以上
	訓練用ベッド	159,200円	難病の認定を受けた者で下肢又は体幹機能に障害のあるもの	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	学齢児以上18歳未満

自立生活支援用具	浴槽（湯沸器を含む。）	91,000円	身体障害者手帳の下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上のもの	障害者等が容易に使用し得るもの	8年	学齢児以上
	入浴補助用具	90,000円	(1) 身体障害者手帳の下肢又は体幹に係る障害があつて入浴に介助を必要とする者 (2) 難病の認定を受けた者で入浴に介助を必要とするもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの	8年	3歳以上
	便器	便器 4,450円 手すり 5,400円	(1) 身体障害者手帳の下肢又は体幹に係る障害の程度が2級以上の者 (2) 難病の認定を受けた者で常時介護を必要とするもの	障害者等や介護者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる）	8年	学齢児以上
	移動、移乗支援用具	60,000円	(1) 身体障害者手帳の平衡又は下肢若しくは体幹に係る障害があつて、家庭内の移動等において介助を必要とする者 (2) 難病の認定を受けた者で下肢が不自由なもの	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	8年	3歳以上
	特殊便器	151,200円	(1) 身体障害者手帳の上肢に係る障害の程度が2級以上のもの (2) 知的障害児（者）でその障害の程度がA2以上のもの (3) 難病の認定を受けた者で上肢機能に障害のあるもの	温水温風を出し得るもの	8年	学齢児以上
	火災警報器	15,500円	(1) 身体障害者手帳の2級以上の障害であつて、火災発生感知又は避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 (2) 知的障害児（者）でその障害の程度がA2以上のもので火災発生感知又は避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	

	自動消火器	28,700円	(1) 身体障害者手帳の2級以上の障害であって、火災発生の感知又は避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 (2) 知的障害児(者)でその障害の程度がA2以上のもので火災発生の感知又は避難が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 (3) 火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	
	電磁調理器	41,000円	(1) 身体障害者手帳の視覚に係る障害の程度が2級以上のもの(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) (2) 知的障害児(者)でその障害の程度がA2以上のもの(知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障害者等が容易に使用し得るもの	6年	18歳以上
	歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000円	身体障害者手帳の視覚に係る障害の程度が2級以上のもの	障害者等が容易に使用し得るもの	10年	学齢児以上
	聴覚障害者用屋内信号装置	87,400円	身体障害者手帳の聴覚に係る障害の程度が2級のもの(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	18歳以上
在宅療養等支援用具	透析液加温器	51,500円	身体障害者手帳の腎臓機能に係る障害の程度が3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	3歳以上
	ネブライザー(吸入器)	36,000円	(1) 身体障害者手帳の呼吸器機能に係る障害の程度が3級以上であるもの又は上記と同程度の身体障害児(者)であって、必要と認められるもの (2) 難病の認定を受けた者で呼吸機能に障害のあるもの	障害者等や介護者が容易に使用し得るもの	5年	

	電気式たん 吸引器	56,400円	(1) 身体障害者手帳の呼 吸器機能に係る障害の程 度が3級以上であるもの 又は上記と同程度の身体 障害児(者)であって、 必要と認められるもの (2) 難病の認定を受けた 者で呼吸器機能に障害が あるもの	障害者等や介護者が容易に 使用し得るもの	5年	
	動脈血中酸 素飽和度測 定器(パル スオキシメ ーター)	157,500円	(1) 身体障害者手帳の呼 吸器機能に係る障害の程 度が3級以上であるもの 又は上記と同程度の身体 障害児(者)であって、 必要と認められるもの (2) 難病の認定を受けた 者で人工呼吸器の装着が 必要なもの	障害者等や介護者が容易に 使用し得るもの	5年	
	酸素ボンベ 運搬車	17,000円	身体障害者手帳の交付を受 けた者で、医療保険におけ る在宅酸素療法を行うもの	障害者等や介護者が容易に 使用し得るもの	10年	18歳 以上
	視覚障害者 用体温計 (音声式)	9,000円	身体障害者手帳の視覚に係 る障害の程度が2級以上の もの(視覚障害者のみの世 帯及びこれに準ずる世帯)	障害者等が容易に使用し得 るもの	5年	学齢 児以 上
	視覚障害者 用体重計	18,000円	身体障害者手帳の視覚に係 る障害の程度が2級以上の もの(視覚障害者のみの世 帯及びこれに準ずる世帯)	障害者等が容易に使用し得 るもの	5年	学齢 児以 上
	人工呼吸器 用の自家発 電機及び外 部バッテリー 又は家庭 用蓄電池	150,000円	身体障害者手帳の交付を受 けた者で、人工呼吸器を使 用しているもの。	介護者等が容易に使用し得 るもの	5年	
情報 ・ 意 思 疎 通	携帯用会話 補助装置	98,800円	身体障害者手帳の音声言語 機能に係る障害があるもの 又は身体障害者手帳の肢体 に係る障害があつて、発 声・発語に著しい障害を有 するもの	携帯式で、ことばを音声又 は文章に変換する機能を有 し、障害者等が容易に使用 し得るもの	5年	学齢 児以 上
情報 ・ 通 信 支 援 用 具	情報・通信 支援用具	150,000円	身体障害者手帳の視覚に係 る障害があるもの又は上肢 に係る障害があるもので、 その程度がいずれも2級以 上のもの	コンピューターを使用する ために必要となる周辺機器 やアプリケーションソフト 等	5年	学齢 児以 上

点字ディスプレイ	383,500円	身体障害者手帳の視覚に係る障害の程度が2級以上の者で、職業上又は教育上において使用が必要であると認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	18歳以上
点字器	10,400円	身体障害者手帳の視覚に係る障害の程度が2級以上のもの	障害者等が容易に使用できるもの（点字板及び点筆）	7年	学齢児以上
点字タイプライター	63,100円	身体障害者手帳の視覚に係る障害の程度が2級以上のもの	障害者等が容易に使用し得るもの	5年	学齢児以上
視覚障害者用ポータブルレコーダー	85,000円	身体障害者手帳の視覚に係る障害の程度が2級以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、障害者等が容易に使用し得るもので、次の各号のいずれかに該当するもの (1) DAI Z Y方式による録音及び再生ができるもの (2) DAI Z Y方式による再生ができるもの	6年	学齢児以上
視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800円	身体障害者手帳の視覚に係る障害の程度が2級以上のもの	情報を読み取り音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者等が容易に使用し得るもの	6年	学齢児以上
視覚障害者用拡大読書器	250,000円	身体障害者手帳の視覚に係る障害があつて、本装置により文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいものの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年	学齢児以上
視覚障害者用時計	触読式 10,300円 音声式 13,300円	身体障害者手帳の視覚に係る障害の程度が2級以上のもの	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	18歳以上
聴覚障害者用情報受信装置	88,900円	身体障害者手帳の聴覚に係る障害があるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障害者等が容易に使用できるもの	6年	3歳以上
視覚障害者用ラジオ	29,000円	身体障害者手帳の視覚に係る障害の程度が2級以上のもの	地上デジタル放送及び緊急時の速報等を受信できるもので、障害者等が容易に使用し得るもの	6年	学齢児以上

暗所視支援眼鏡	434,500円	身体障害者手帳の視覚に係る障害がある者又は難病の認定を受けた者で、網膜色素変性症等による視野狭窄等を有するもの	高感度カメラで捉えた微光を増幅させる機能を有し、眼鏡のディスプレイに鮮明な画像として投影されるもので、障害者等が容易に使用し得るもの	8年	学齢児以上
眼鏡装着型文書読上げ装置	198,000円	身体障害者手帳の視覚に係る障害の程度が2級以上のもの	眼鏡等に装着し撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者等が容易に使用し得るもの	8年	学齢児以上
人工内耳用電池	17,600円（両耳の場合は倍額とする。）	身体障害者手帳の聴覚に係る障害があり、人工内耳を装用しているもの	障害者等が容易に使用し得るもの	1年	
人工内耳用充電器	33,000円（両耳で機種が異なる場合は倍額とする。）	身体障害者手帳の聴覚に係る障害があり、人工内耳を装用しているもの	障害者等が容易に使用し得るもの	3年	

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号等を含む。

別表第2（第3条関係）

在宅に限らず全ての障害者等が使用するもの

区分	種目	限度額	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
自立生活支援用具	T字杖、棒状の杖	3,000円	身体障害者手帳の平衡、下肢又は体幹機能に係る障害があるもの	障害者等が容易に使用できるもの	4年	3歳以上
	頭部保護帽	スポンジ・革を主材料に製作したもの 15,200円 スポンジ・革・プラスチックを主材料に製作したもの 36,750円 (レディーメイドの場合は80%の範囲内)	(1) 身体障害者手帳の平衡機能、下肢又は体幹機能に係る障害があり、転倒等により頭部を強打するおそれのあるもの (2) 知的障害児(者)又は精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	
情報・意思	人工喉頭	電動式 70,100円 笛式 5,000円	身体障害者手帳の音声機能に係る障害のあるもので、喉頭摘出したもの	障害者等が容易に使用できるもの	5年	

疎通支援用具	(気管カニューレ付きとした場合は3,100円増しとする。)				
点字図書	点字図書の価格	身体障害者手帳の視覚に係る障害があるもので主に、情報の入手を点字によって行っているもの	月間や週間で発行される雑誌を除く点字図書。 1年度6タイトル又は24巻までとする。 ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。		
排泄管理支援用具	ストマ装具	蓄便袋月額 9,740円 蓄尿袋月額 12,800円	身体障害者手帳の交付を受けた者で、ストマを造設したもの	原則2か月単位で最大6か月分まで支給可能とする。 ストマの管理上で必要と認められる皮膚保護剤などの消耗品も含む。	3歳以上
	紙おむつ	月額 12,000円	(1) 身体障害者手帳の交付を受けた全身性障害者等で、次のいずれかに該当するもの ア 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者 イ 二分脊椎等の先天性疾患(先天性鎖肛(こう)を除く。)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者 (2) 身体障害者手帳の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害に係る障害がある全身性障害者等で、排尿又は排便の意思表示が困難なもの	原則2か月単位で最大6か月分まで支給可能とする。	3歳以上 65歳未満
		月額 6,000円	(1) 身体障害者手帳の上肢及び下肢に係る障害の程度が2級以上かつ総合等級が1級の者で、排尿又は排便の意思表示が困難であるもの	原則2か月単位で最大6か月分まで支給可能とする。	3歳以上 65歳未満

			(2) 知的障害児(者)でその障害の程度がA2以上の者で、排尿又は排便の意思表示が困難なもの			
	収尿器	8,500円	身体障害者手帳の交付を受けたもので、高度の排尿機能障害のあるもの	採尿器と蓄尿袋で構成され尿の逆流防止装置があるもの	—	3歳以上

備考 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。

別表第3 (第3条関係)

別表第1の障害者等のうち前年分所得税非課税世帯に属する障害者等が使用するもの

区分	種目	限度額	対象者	性能	耐用年数	対象年齢
情報・意思疎通支援用具	パーソナルコンピューター	100,000円	身体障害者手帳の上肢に係る障害の程度が2級以上又は身体障害者手帳の言語及び上肢に係る障害の複合障害2級以上のもので、文字を書くことが困難なものに限る	障害者等が容易に使用できるもので、プロテクターやプリンター等を付帯することができるもの	6年	学齢児以上
	FAX	35,000円	身体障害者手帳の聴覚に係る障害又は発声・発語に著しい障害のあるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用できるもの	5年	学齢児以上

備考

1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。

別表第4 (第3条関係)

取付けに住宅改修を伴う日常生活用具で在宅の障害者等が使用するもの

区分	種目	限度額	対象者	内容	耐用年数	対象年齢
住宅改修費	居室生活動作補助用具	200,000円	(1) 身体障害者手帳の下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能(移動機能障害に限る。)に係る障害の程度が3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢に係る障害の程度が2級以上の者) (2) 難病の認定を受けた者で下肢又は体幹機能に障害のあるもの	障害者等の移動等を円滑にする用具で下記のいずれかに該当する住宅改修を伴うもの (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4) 引き戸等への取替え (5) 洋式便所への便器の取替え	原則1回	学齢児以上

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱うものとする。